

環境アセスメントに係る 縦覧等のお知らせ

平成20年11月12日

川崎市環境影響評価に関する条例第19条に基づき「明治大学農学部黒川新農場(仮称)整備計画」に係る条例環境影響評価準備書の写しの縦覧を次のとおり行います。

指定開発行為の基本的事項	指定開発行為者	学校法人明治大学 東京都千代田区神田駿河台一丁目1番地 理事長 長堀 守弘
	指定開発行為の名称	明治大学農学部黒川新農場(仮称)整備計画
	指定開発行為の種類	都市計画法第4条第12項に規定する開発行為(第1種行為) 研究施設の新設(第2種行為)
	指定開発行為を実施する区域	川崎市麻生区黒川字明坪2060番1ほか (区域面積:128,100㎡)
	指定開発行為の目的	農場、大学施設の整備
	指定開発行為の内容	区域面積:128,100㎡
	指定開発行為の施行期間	平成22年4月1日～平成24年3月31日(予定)
縦覧のお知らせ	縦覧期間	期間:平成20年11月12日(水)から 平成20年12月26日(金)まで (土曜日、日曜日等閉庁日は除く。ただし、麻生区役所では第2・第4土曜日の午前中も縦覧を行います。鶴川市民センターでは毎日縦覧を行います。)
	縦覧場所	川崎市:麻生区役所及び本庁(環境局環境評価室) (午前8時30分～午後5時00分) 町田市:町田市役所(環境保全課)及び鶴川市民センター (町田市役所は午前8時30分～午後5時15分) (鶴川市民センターは午前8時30分～午後10時)
	意見書の提出	<ul style="list-style-type: none"> 縦覧の条例準備書(写し)について、環境の保全の見地から御意見のある方は、以下の期限までに意見書を提出することができます。 提出された意見書は個人情報等を伏せてその写しを指定開発行為者に送付します。 【意見書の提出】 提出期限:平成20年12月26日 (郵送の場合は、平成20年12月26日消印有効) 意見書の用紙:それぞれの縦覧場所に用意してあります。
	問い合わせ先	川崎市環境局環境評価室 〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 電話番号:044-200-2156 http://www.city.kawasaki.jp/30/30kansin/home/assess/assess.htm